

美幌町立小中学校ホームページ開設基準

(趣旨)

第1条 この基準は、美幌町立小中学校（以下「学校」という。）が教育活動を広く保護者や地域等に情報発信し、開かれた学校づくりを推進する目的で開設するホームページ及びブログ（以下「ホームページ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第2条 ホームページは、美幌町教育委員会（以下「委員会」という。）が指定したインターネットサービス・プロバイダのサーバにおいて行うものとする。

- 2 ホームページの開設は各学校一つとし、学級やクラブ・部活動などでホームページを作成する場合にあっても、学校ホームページ内に構築するものとする。
- 3 校長は、ホームページを開設しようとするときは、あらかじめ委員会にその旨を申し出るものとする。
- 4 ホームページの名称は、各学校の正式名称を使用するものとする。
- 5 ホームページには、ホームページ管理責任者（以下「管理者」という。）及び制作年月日、更新年月日並びにこの基準を明記しなければならない。

(管理者等)

第3条 ホームページの管理者は、校長とする。

- 2 管理者は、ホームページに掲載する情報（学級、クラブ・部活動、PTAなどのページがある場合の関連情報を含む。）について、この基準に基づき、公開の適否を判断するとともに、掲載した情報については、その後においても内容の適切性、正確性等を定期的に確認し、常に最新情報の発信に努めなければならない。
- 3 管理者は、自校のホームページであるとの誤解を与える他のホームページを発見した場合は、その開設者に訂正等の必要な措置を求めなければならない。
- 4 管理者は、ホームページによる情報発信を適正に処理するため、ホームページ担当者（以下「担当者」という。）を置くことができる。
- 5 担当者は、管理者への必要な報告など、管理者と連携してホームページの適正な維持管理に努めなければならない。

(掲載内容)

第4条 ホームページの掲載内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 学校名、校長名、学校所在地、電話番号、FAX番号などの基本情報
- (2) 学級数、児童生徒数
- (3) 教育目標、経営方針、年度の重点目標
- (4) 行事計画・行事案内
- (5) 行事等における児童生徒の様子など、日々の教育活動を紹介するもの
- (6) 学校だより、学年だより、保健だより、給食だよりなどの学校からの発信情報
- (7) 学校評価に関する事項
- (8) クラブ・部活動紹介
- (9) その他、教育活動全般にわたり管理者が必要と判断するもの

(掲載禁止事項)

第5条 ホームページには、次の事項を掲載してはならない。

- (1) 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの(学習指導要領に反するものを含む)
- (2) 個人・団体等に対して、誹謗中傷をしたり、不利益をもたらすもの
- (3) 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの又は法律などに違反するもの
- (4) 営業又は売名を目的としたもの
- (5) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (6) その他、管理者又は委員会が不適切と判断したもの

(個人情報等の取り扱い)

第6条 児童生徒及び保護者の人権を尊重し、安全を確保する観点から、児童生徒等の住所・氏名・生年月日・電話番号・家庭環境・身体的特徴・成績等を掲載してはならない。

- 2 内容により、止むを得ず氏名を使わなければならない場合は、名字のみ、もしくはイニシャルを用い、個人が特定できないよう配慮しなければならない。
ただし、本人及び保護者の同意がある場合はこの限りでない。
- 3 児童生徒の意見・主張・作品等を掲載する場合は、あらかじめ本人及び保護者の同意を得なければならない。
- 4 児童生徒の写真を掲載する場合は、ボカシやモザイク・目隠し線の処理は行わず、個人が特定できない写真や集合写真の使用、写真サイズの縮小等に配慮しなければならない。
ただし、本人及び保護者の同意がある場合はこの限りでない。
- 5 ホームページ掲載後に、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請があった場合は、管理者及び担当者は速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 6 掲載する文書、イラスト、写真、音楽などの情報については、著作権等の知的所有権に配慮しなければならない。また、他人の著作物を掲載する場合は、事前に著作権者の許諾を得るとともに、その旨をホームページに明記しなければならない。

(技術的配慮事項)

第7条 ホームページの作成にあたっては、次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 図や写真を使って視覚的にわかりやすいページを作成すること。
- (2) 図や写真の容量を小さくすること。
- (3) 音声は必要以上に多くしたり長くしたりしないこと。
- (4) アクセス数を把握するため、アクセスカウンタの設置を検討すること。
- (5) ブログ(ウェブログ)の利用にあつては、ブログ荒らしの被害を避けるため、コメント機能を停止すること。また、教育上不適切なブログへのリンクを避けるため、トラックバック機能を停止すること。

(その他)

第8条 教員が私的に作成・開設するホームページ(及びブログ、プロフ、SNSを含む)は、学校ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮しなければならない。

- 2 自校のホームページから他のホームページへリンクする場合は、リンク先が第5条の規定に該当しないか確認の上、リンク先の承認を得なければならない。
- 3 管理者は、この基準の範囲内において、学校独自の運用基準等を定めることができるものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この基準は、令和4年8月1日から施行する。